



## 正義と平和協議会

Prot.SC-JP 14-01  
2014年4月2日

東京高等裁判所長官  
山崎敏充 様

日本カトリック正義と平和協議会  
会長 勝谷太治

袴田 巖さんの再審開始決定に対する即時抗告を棄却してください

3月27日、静岡地方裁判所は、1966年に起きた一家4人殺害の犯人として死刑が確定した袴田巖さんに対する再審開始、刑の執行と拘置の停止、釈放を認める決定を下しました。静岡地方検察庁は同日、拘置停止を取り消すよう、通常抗告を行いました。翌日、東京高等裁判所はこれを棄却されました。わたしたち日本カトリック正義と平和協議会は、静岡地方裁判所村山浩昭裁判長の勇気ある決定と、東京高等裁判所の抗告棄却の判断に、心から賛同の意を表し、御礼を申し上げます。

しかし、3月31日、静岡地方検察庁は袴田巖さんの再審開始決定についても異議をとなえ、即時抗告を行いました。東京高等裁判所におかれましては、どうか、本抗告に関しても、棄却とされますよう、お願い申し上げます。

日本カトリック正義と平和協議会は、これまで一貫して袴田巖さんの死刑判決に抗議し、再審を求めてまいりました。今回の決定にもあるように、袴田さんを有罪とするために検察が提出した5点の衣類等の証拠品の信憑性は、DNA鑑定などから覆されています。袴田さん本人の自白に関しても、取り調べは約20日にもわたり、連日平均12時間もなされたといえます。日本国憲法第38条は「強制、拷問、脅迫による自白は証拠にできない」「自白だけでは有罪判決を出せない」としています。袴田さんにたいする拘置停止は当然であり、再審の必要は明らかです。静岡地方検察庁は、今回の決定に異議があるのなら、証拠品の信憑性をあらためて証明するべきです。

48年間もの拘禁生活で、袴田さんは心身をひどく苛まれ、自分が釈放されたことさえ、はっきりとした実感を持って捉えられないほど、衰弱してしまいました。もしふたたび拘置されることになれば、袴田さんの心身は決定的に破壊されてしまうでしょう。

静岡地方裁判所が発表した決定骨子の中で、村山浩昭裁判長は、「拘置をこれ以上継続することは、耐え難いほど正義に反する状況にあると言わざるを得ない」と、深く心に刻まざるにはいられない義憤のこぼれを述べています。日本の司法制度が正義に反することが決してありませんように。ひとりの人間の尊厳を損なうことが決してありませんように。即時抗告の棄却を、何とぞお願い申し上げます。